

# あま〜い 誘いに **ご用心!**



18歳(成人)になると、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。トラブルにあわないために、契約に関する正しい知識を身につけましょう!

## 脱毛エステ

### ポイント!

- 契約前に施術内容や契約条件の説明を受け、契約書面でしっかり確認しましょう。
- 通い放題コースの場合、「**有料**での施術期間・回数」と「**無料**での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれていることがよくあります。契約前に中途解約について確認し、中途解約が可能な場合は返金対象期間や返金の根拠となる1回分の施術料金も確認しましょう。
- 事業者が倒産すると、支払い済みの代金の返金は困難です。長期間にわたる高額な契約をする際は、そのリスクをよく考えましょう。

## もうけ話

### ポイント!

- 簡単にもうかるうまい話はありません!
- 高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報、いわゆる「情報商材」にはもうかることばかりが強調され、契約前に情報商材の内容が確かめられないので注意が必要です。
- **消費者金融などで借金**をさせられて情報商材の代金を支払い、マニュアル通りに作業してももうからず、返済に困るケースが多く見受けられます。安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

**困ったときは迷わず相談を**

買物や契約などの困りごとや心配ごとは  
**消費者ホットライン**へご相談ください。

(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

い や や!  
**188**

# 定期購入



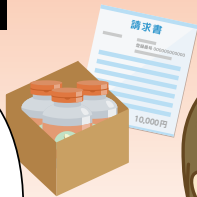
これは安い！  
試しにひとつ  
買ってみよう！

安かったし  
まあ、いいか！

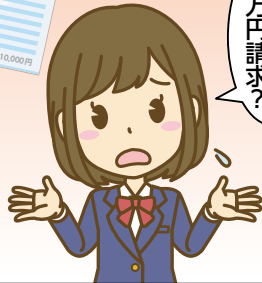


このサプリ  
全然効果  
ないな…

数日後…



送り間違いかな…  
問い合わせ  
みよう！



頼んでないのに  
同じものがまた届いた！  
しかも  
1万円請求？

えっ！  
1回だけ  
ではないの？

1万円？



まだ解約手続きを  
できていないので  
今回の商品代金1万円を  
お支払いください

お客様の契約は  
2回目以降の商品代金が  
1万円の回数縛りなしの  
定期購入です

## ポイント！

- インターネットや電話で注文する通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 回数縛りなしとは、「購入回数に縛りがない」という意味で、「定期購入ではない」という意味ではありません。
- 「1回だけのお試しOK」と書かれていても、注文完了直後に表示された特別割引クーポンを利用すると契約内容が変更され、定期購入コースになるトラブルも起きています。最終確認画面は必ずチェックしましょう。
- 通信販売の場合、商品などの分量や支払総額（定期購入の場合は各回の分量や2回目以降の代金）などを最終確認画面で明確に表示することが事業者には義務付けられています。契約内容などが、後からでも確認できるよう、最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

# 悪質通販サイト



SNSの広告で  
めっちゃ安く  
なっているの  
を見つけた！

ATM

ATM  
お金は振り込んだし  
届くのが楽しみ♪



よし  
申込もう！

安すぎるけど…  
有名ブランドの  
サイトだし  
大丈夫だよ！



そんなあ〜…

そっすえば  
価格も安すぎるし  
日本語表記もおかしかった



公式サイトに確認したら  
偽サイトだとわかった…

商品が届かない！

## ポイント！

- 以下のようなサイトには注意しましょう。商品が届かない、もしくは粗悪品が届くケースがあります。  
<以下、注意点>
  - ・大幅に値引きされた商品が販売されている
  - ・連絡方法がメールしかない
  - ・支払方法が代引きのみ、前払いの銀行振り込みのみなど限定されている
  - ・事業者の所在地や連絡先がきちんと記載されていない（虚偽の住所や無関係な住所が記載されているケースもあります）
- 後日サイトが見つからないことがあるので、サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 偽サイトの場合は、商品が届かなくても、お金が戻ってくることはほとんどありません。注文は慎重にしましょう。

詳しくは [消費者庁](#) [インターネット通販トラブル](#) 検索

# 契約には十分な注意を!

契約は「これをください」と申込み、「はい、〇〇〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。  
**契約書がなくても口頭でも成立し、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。**  
しかし、一旦契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります。

## 未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者（18歳未満）が保護者（親権者などの法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約者本人もしくは保護者により契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

## クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい特定の取引について、契約した後でも、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

書面またはメール、FAXなどで事業者へ通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も対価を支払う必要はありません。

## ■クーリング・オフが可能な取引と期間

法定の書面を受け取った日を含め、8日間または20日間のうちにクーリング・オフ通知を発信します。

<ul style="list-style-type: none"><li>●訪問販売 事業者の店舗や営業所以外で勧誘・契約する取引（自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど）</li><li>●電話勧誘販売 事業者から電話などで勧誘を受け契約する取引</li><li>●特定継続的役務提供 長期的・継続的にサービスを受ける契約（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療）</li><li>●訪問購入 事業者が自宅などへ訪問して買取りをする取引</li></ul>	8日間
<ul style="list-style-type: none"><li>●連鎖販売取引 他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせるなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネス）</li><li>●業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスを受けさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆる内職商法、モニター商法）</li></ul>	20日間

## ■クーリング・オフができない場合

- × 通信販売（インターネット通販など）※
- × 自ら出向いた店舗契約
- × 3,000円未満の現金取引
- × 使用した消耗品（健康食品や化粧品など）
- × 自動車 など
- ※広告に明記される返品特約に従います

クーリング・オフ制度について、詳しくは

国民生活センター クーリング・オフ制度

検索

## クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、 すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約書面の不備やクーリング・オフ妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。



# 被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

「おかしいな」「困ったな」と思ったら

ひとりで悩まず、まずは **ご相談** ください



和歌山県PRキャラクター  
「いきちゃん」

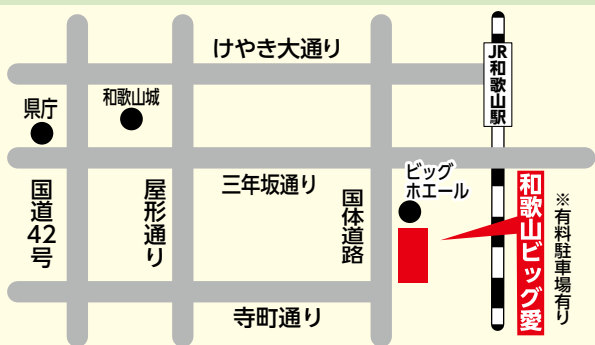
## 和歌山県内の相談窓口(専門の消費生活相談員による受付)

相談窓口	開設日	相談時間	電話番号	場所
和歌山県消費生活センター	月~金 土・日	9:00~17:00 10:00~16:00	(073) 433-1551	県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛 8階
和歌山県消費生活センター紀南支所	月~金	9:00~17:00	(0739) 24-0999	県西牟婁総合庁舎 1階
和歌山市消費生活センター	月~金	9:00~16:00	(073) 435-1188	和歌山市役所 2階
海草地域消費生活相談窓口 ※海南市及び紀美野町に在住の方は利用できません。	月~金	9:30~16:00	(073) 483-8777	海南市役所 4階 市民交流課内
消費生活相談窓口(紀の川市)	月・水・金	10:00~12:00 13:00~16:00	(0736) 79-3919	紀の川市役所 4階 相談室 1
岩出市消費生活センター	月~金	10:00~12:00 13:00~16:00	(0736) 61-6966	岩出市役所 2階
橋本市消費生活センター	月~金	9:00~17:00	(0736) 33-1227	橋本市役所 1階
九度山町消費生活相談窓口	月~金	8:30~17:15	(0736) 54-2019	九度山町役場 2階 産業振興課
消費生活相談窓口(橋本市・伊都郡) ※橋本市及び伊都郡各町に在住の方は利用できません。	第3火	13:00~16:00	(0736) 33-1227	橋本市消費生活センター
	第1火	13:00~16:00	(0736) 22-0300	かつらぎ町役場
	第4火	13:00~16:00	(0736) 54-2019	九度山町ふるさとセンター
	第2火	13:00~16:00	(0736) 56-3000	高野町役場
消費生活相談窓口(有田市・有田郡) ※有田市・湯浅町・有田川町に在住の方は利用できません。	月	13:00~16:00	(0737) 83-0225	有田市役所 3階 産業振興課
	火	13:00~16:00	(0737) 64-1112	湯浅ふるさと館
	金	13:00~16:00	(0737) 52-2111	有田川町役場清水行政局 2階 (第1金曜日) 金屋庁舎 1階 (第1金曜日以外の金曜日)
日高地域消費生活相談窓口・巡回相談窓口 ※御坊市及び日高郡各町に在住の方は利用できません。	月~金	9:00~17:00	(0738) 52-5288	御坊市役所 2階
	由良町 (0738) 65-1801 美浜町 (0738) 23-4901 日高町 (0738) 63-3800 日高川町 (0738) 22-1700 開設日時、場所は各町にお問い合わせください。			みなべ町 (0739) 72-1337 印南町 (0738) 42-1738
消費生活相談窓口(田辺市)	月・火 木・金	13:00~16:00	(0739) 34-2460	田辺市役所 自治振興課内
消費生活相談窓口(西牟婁郡) ※西牟婁郡各町に在住の方は利用できません。	第1水	13:00~16:00	(0739) 43-6588	白浜町役場
	第3水	13:00~16:00	(0739) 47-0550	上富田町役場
	第4水	13:00~16:00	(0739) 55-2004	すさみ町総合センター
新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口 ※新宮市及び東牟婁郡各町に在住の方は利用できません。	月~金	9:00~16:00	(0735) 29-7176	新宮市役所 3階 商工観光課内

※日時・場所が変更される場合があります。各窓口の開設日は、祝日・年末年始を除きます。

### 和歌山県消費生活センター

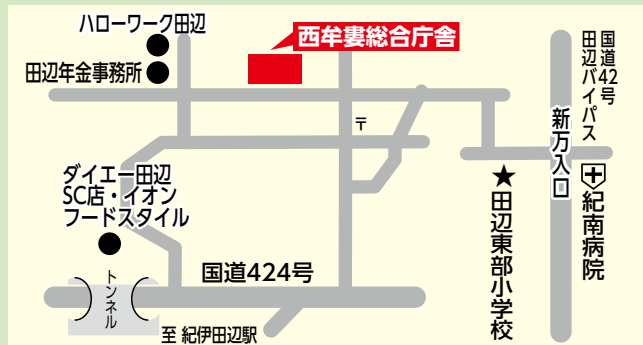
☎ 073-433-1551



〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

### 和歌山県消費生活センター 紀南支所

☎ 0739-24-0999



〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

#### ◆ ホームページ

<http://www.wcac.jp/>

和歌山県消費生活センター

検索



#### ◆ 啓発動画

「消費者トラブルにあわないために  
~若者導入編~」



●インキ:大豆油インキを含む  
植物油インキ